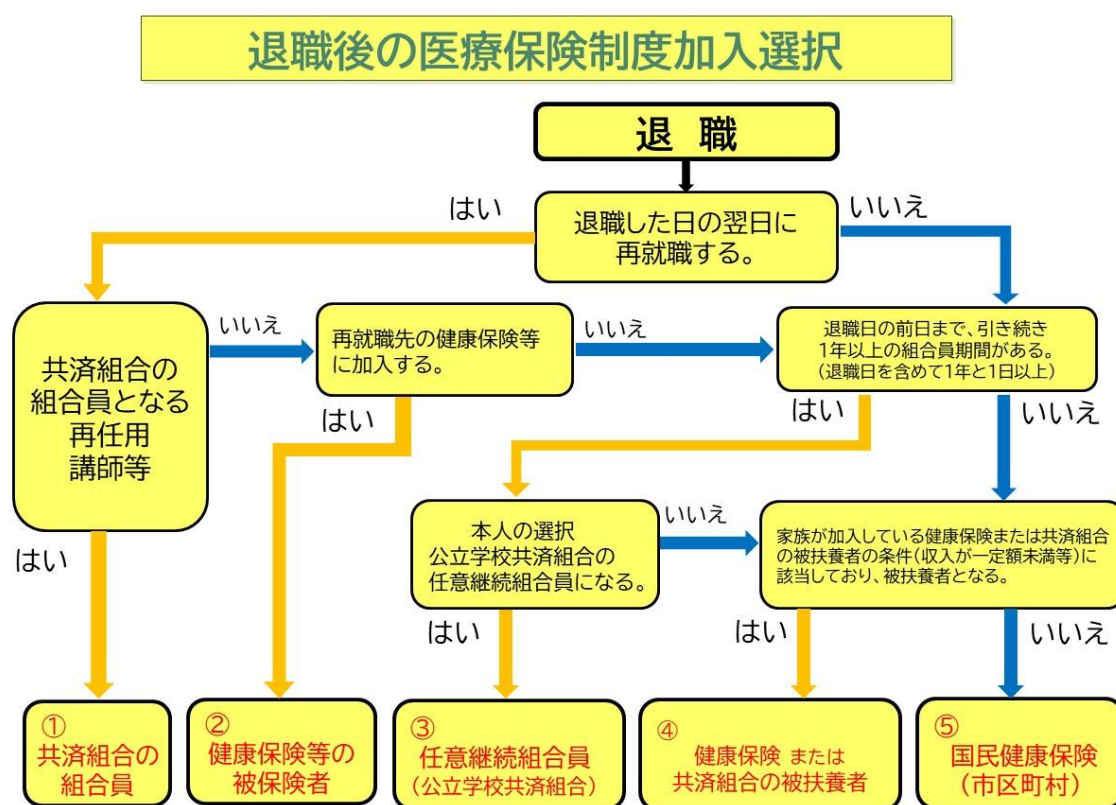


## 1 退職後の医療保険制度

退職した日の翌日から、フルタイムの再任用職員又は短期組合員に該当する方を除き公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。これにより、これまで使用していた組合員証等は所属所に返納していただくことになり、他の医療保険制度に加入しなければなりません。そこで、退職後の医療保険制度で考えられるものについては次のとおりです。

- ① 共済組合の組合員(公立学校共済組合)
- ② 健康保険の被保険者(公立学校共済組合以外の健康保険)
- ③ 任意継続組合員(公立学校共済組合)
- ④ 健康保険の被扶養者又は共済組合の被扶養者
- ⑤ 国民健康保険(市区町村)

この5つの中から御自身がどれに該当するのかを次のフローチャートを参考に考えてみてください。



## (1) 退職後に加入する医療保険制度

### イ 再任用、再就職先で加入する医療保険制度

#### (イ) 再任用(フルタイム)、短期組合員となる場合 ※表中①

「公立学校共済組合」に継続加入となります。

組合員証は現職時のものをそのまま使用し、短期給付(医療保険)や掛金の払込方法等は退職前と同様です。

#### (ロ) 民間企業に再就職する場合 ※表中②

「全国健康保険協会(協会けんぽ)」等に加入する(雇用条件により)。

再就職先で加入手続きをしてください。加入可否は、再就職先に確認してください。

#### (ハ) 国、私立学校等で任用となる場合 ※表中②

「該当する共済組合」に加入する。

再就職先で加入の手続きをしてください。加入可否は、再就職先に確認してください。

### ロ 自分自身で加入する医療保険制度

(就職しない/再就職先の医療保険制度に加入できない場合)

#### (イ) 公立学校共済組合任意継続組合員 ※表中③

退職、常勤再任用終了後及び短期組合員終了後に、最長2年間、公立学校共済組合員として任意に組合員資格を継続する場合の保険制度です。(組合員期間が引き続いて1年と1日以上ある組合員のみ)

#### (ロ) 家族の健康保険の被扶養者となる ※表中④

家族の勤め先で必要な手続きをしてください。当該健康保険組合等の定める給付内容、被扶養者の認定基準等を予め調べておく必要があります。

#### (ハ) 国民健康保険(市区町村) ※表中⑤

退職者や自営業など、職場の健康保険に加入できない方が対象です。保険料は1年度分を納めることとなります。

市区町村の国民健康保険担当窓口で手続きを行ってください。その際、公立学校共済組合が発行する資格喪失証明書が必要です。

公立学校共済組合の発行する資格喪失証明書が必要な方は、退職関係書類の作成時に所属所の事務担当者へ申出てください。共済組合で退職書類の受理後、御自宅へ郵送します。

## 2 任意継続組合員制度

### (1) 任意継続組合員とは

組合員資格喪失後に、最長で2年間、加入できる制度です。

#### イ 加入資格

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であること。

(退職日を含めて1年と1日以上)

#### ロ 加入手続き

退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」を所属所長を経由して提出し、掛金を納入します。

## ハ 掛金

掛金(保険料)は退職時の標準報酬月額又は平均標準報酬月額が算定基礎額となります。申出の際に払込方法を選択し、御自身で払い込みます。

毎回の掛金払込期限まで納入がない場合、資格喪失となります。

## ニ 給付内容

在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。

※対象外の一例：休業給付(介護休業手当金・休業手当金・育児休業手当金)  
任意継続組合員加入後の傷病手当金、出産手当金

## ホ 被扶養者

現職時に認定されていた被扶養者は引き継がれます。また、被扶養者分の掛金の加算はありません。扶養の要件は現職時と同じです。

## ヘ その他

現職時に使用していた保険証は返納していただきます。医療機関の受診は、マイナ保険証(保有していない人は資格確認書)で行います。

氏名や住所変更、被扶養者に係ることなど、各種手続きは共済組合あてに御自身で行います。(旧所属所経由とはなりません)

## (2) 年度末退職者の任意継続組合員加入手続き

### イ 申出書の提出

令和7年2月上旬頃に所属所あてに送付される「任意継続組合員申出書」を用いて、所属所長を経て期限までに共済組合へ提出する。

### ロ 掛金納付

振込用紙が所属所または御自宅あてに送付される。各自選択した払込方法に基づき、期限までに掛金を納付する。

納付期限までに支払いがない場合は、資格喪失または申出取消しとなります。

## ◎選択した払込方法によって申出書提出と払込みの期限が異なります

	申出書提出期限	払込期限	前納割引
a 12か月分前納	3/4(火)	3/27(木)	あり
b 6か月分前納	3/4(火)	3/27(木) 9/30(火)	あり
c 4月分、 5月～翌年3月分まで前納	4/16(水)	4/18(金)、 4/30(水)	あり
d 4月分、 5月～9月分前納、 10月～翌年3月分まで前納	4/16(水)	4/18(金)、 4/30(水)、 9/30(火)	あり
e 各月払い	4/16(水)	4/18(金)、 各前月末日まで	なし

※払込期限は休日や祝日によって変更になる場合があります。

※令和2年度から退職手当からの掛金控除は行っていません。

## ハ 掛金納付後の流れ

共済組合において掛金納付の確認手続きがすべて完了後に、マイナ保険証保有者は任意継続組合員としてマイナ保険証を使用できるようになります。マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を御自宅宛てに送付します。

### (3) 任意継続掛金(月額)の算出方法

掛金の算定の標準となる額 (A,Bのいずれか少ない額)	定款で定める率(令和6年度)	
	40歳～64歳	65歳以上 39歳以下
<b>A 退職時の標準報酬月額</b>		
<b>B 組合員の平均標準報酬月額 (令和6年度 380,000円)</b>	短期掛金率 93.2/1000	短期掛金率 93.2/1000
令和7年度の平均標準報酬月額は、 令和7年1月中旬に所属所あてお知らせします。	介護掛金率 15.92/1000	介護掛金率 徴収しません

※ 定款で定める率が変わる場合もあります。

※ 払込金額の計算については公立学校共済組合宮城支部ホームページに掲載の「任意継続掛金額試算表」を参考にしてください。(宮城支部トップページ> こんなときガイド> 様式ダウンロード> 資格関係(組合員・被扶養者)> 任意継続組合員の資格取得・喪失をするとき)

### (4) 喪失、継続等の手続き

#### イ 任意継続2年目の手続き

任意継続を2年目も資格を継続する方、又は1年で資格を喪失する方にはそれぞれ手続きがあります。2月下旬頃、御自宅あてに継続に関する通知(掛金の振込用紙及び資格喪失申出書を同封)を送付しますので、手続きを行ってください。

##### (イ) 2年目も資格を継続する場合の手続き

- ・ 2年目分の掛金を払込期限内までに払い込む
- ・ 払込方法変更の連絡(必要な方のみ)

##### (ロ) 1年で資格を喪失する場合の手続き

- ・ 任意継続組合員資格喪失申出書、資格確認書(保有している人のみ 以下同じ)を提出(返納)する
- ・ 被扶養者がいる場合は被扶養者の資格確認書も提出する。

※ 2年目分の掛金支払割賦は使用しないため、各自処分してください。

- 任意継続組合員資格を年度途中で喪失するとき  
就職した、家族の扶養に入る、国民健康保険に加入する等の理由で、年度途中で任意継続組合員資格を喪失する方は、随時、以下のとおり申し出てください。

- ・任意継続組合員資格喪失申出書、資格確認書を提出（返納）する
- ・被扶養者がいる場合は被扶養者分の資格確認書も提出する。
- ・任意継続掛金還付請求書を提出する(該当者のみ)

※資格喪失日：就職先の社会保険に加入した日

または申出を支部が受理した日の属する月の翌月初日

#### ハ その他

任意継続加入後に他保険者の資格を取得したり、再び公立学校共済組合員資格を取得する等、任意継続組合員資格を一度喪失した場合、再度任意継続組合員に加入するには新たに組合員期間が1年と1日以上必要になりますのでご注意ください。

### 3 国民健康保険制度

国民健康保険は、平成30年4月から県が市町村とともに運営することになりました。保険料は市町村によって異なり、加入者の所得や世帯資産等により個人差があります。

#### (1) 加入手続き

居住地の市区町村の国民健康保険担当窓口で手続きしてください。

イ 提出物の一例 ※窓口で御確認ください

- ・資格喪失証明書
- ・マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード、その他身分証等)

□ 保険料

医療分(基礎賦課額)、支援分(後期高齢者支援金等賦課額)、介護分(介護納付金賦課額)で計算されます。それぞれ所得割・資産割・均等割・平等割から保険料を算出します。

※加入手続きや保険料等については、居住地の市区町村国民健康保険担当課にお問い合わせいただくか、ホームページ等を御確認ください。

#### (2) 【参考】国民健康保険料の計算方法(仙台市の場合)

年間の保険料＝下記の①+②+③

保険料の最高(賦課)限度額は、

650,000+240,000+170,000円＝1,060,000円となります。

①令和6年度 医療分保険料(基礎賦課額)

区分	令和6年度の料率
所得割額	加入者の基準総所得金額×8.64%
均等割額	加入者の人数×26,620円
平等割額	世帯ごと 25,960円

最高(賦課)限度額 650,000円(年間)

②令和6年度 支援分保険料(後期高齢者支援金等賦課額)

区分	令和6年度の料率
所得割額	加入者の基準総所得金額×3.33%
均等割額	加入者の人数×10,090円
平等割額	世帯ごと 9,840円

最高(賦課)限度額 240,000円(年間)

③令和6年度 介護分保険料(介護納付金賦課額) ※40歳～64歳の加入者のみ

区分	令和6年度の料率
所得割額	加入者の基準総所得金額×2.70%
均等割額	加入者の人数×9,450円
平等割額	世帯ごと 7,060円

最高(賦課)限度額 170,000円(年間)

## 4 国民年金(基礎年金)被保険者

現在の年金制度においては、20歳以上60歳未満の国民は国民年金制度(基礎年金)に加入することになっています。

組合員の退職に伴い、組合員及び被扶養配偶者は以下の手続きが必要です。これは将来の年金受給にかかる重要な届出となります。

(1) 組合員が再就職し年金制度に加入するとき

組合員は再就職先で年金制度に加入し、被扶養配偶者は引き続き第3号被保険者となります。再就職先で手続きが必要です。この場合は、御自身で保険料を納める必要はありません。

(2) 組合員が再就職し年金制度に加入しないとき

組合員及び被扶養配偶者は、国民年金第1号被保険者となりますので、居住地の市区町村国民年金担当窓口で手続きを行ってください。この場合は御自身で保険料を納めます。

(3) 任意継続組合員又は国民健康保険に加入するとき

組合員及び被扶養配偶者は、国民年金第1号被保険者となりますので、居住地の市区町村国民年金担当窓口で手続きを行ってください。御自身で保険料を納めます。

国民年金(基礎年金)の被保険者の種別

種別	どのような人
第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、学生などで、第2号及び第3号に該当しない人
第2号被保険者	厚生年金の被保険者(65歳以上で老齢年金を受ける人を除く)
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

退職後の任意継続組合員資格取得については、  
公立学校共済組合宮城支部のホームページに掲載しています。  
不明点は給付班(022-211-3676)まで  
お問い合わせください。

